

事業対象範囲における役割及び費用負担

項目		三の丸エリア			観光バス駐車場 (中央公園バス駐 車場)	その他		
		公募対象公園施設	特定公園施設	広島城三の丸 歴史館		広島城(天守閣)・ 二の丸復元建物		
設計・ 整備	実施 主体	認定計画提出者			本市		—	—
	費用 負担	認定計画提出者	本市及び 認定計画提出者	本市		—	—	
	法的 位置 付け	都市公園法に 基づく設置許可 (使用料あり)	都市公園法に 基づく占用許可 (使用料免除)	—	—	—	—	
管理・ 運営 ※2	実施 主体	認定計画提出者		認定計画提出者 及び学芸事業者	認定計画提出者		認定計画提出者 及び学芸事業者	
	費用 負担	認定計画提出者	本市及び認定計画提出者※1					
	法的 位置 付け	都市公園法に 基づく管理許可 (使用料あり)	認定計画提出者が指定管理者として管理					

※1 指定管理者（認定計画提出者）が得る利用料金収入が基準額を上回った場合、本市にその一部を還元していただきます。詳細は、公募設置等指針を御確認ください。

※2 上記のほか認定計画提出者には、Park-PFI 事業と指定管理業務とが一体的に実施できるよう、統括管理業務を行っていただきます。詳細は要求水準書（別添資料 1）を御確認ください。